

第 25 回理事会議事録

平成30年6月4日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第 25 回理事会議事録

1. 招集年月日 平成 29 年 11 月 15 日（水）
2. 開催場所 「田中田村町ビル 5 階 5 D 室」
東京都港区新橋 2-12-15
3. 開催日時 平成 30 年 6 月 4 日（月） 午後 3 時
4. 理事現在数 4 名
5. 出席理事数 4 名
(出席者) 鎌田 ケイ子、小林 悅夫、炭谷 茂、鶴 精三
(出席監事) 金田 充男
(欠席監事) 高橋 忠夫

6. 議案等

- (1) 第 1 号議案
「平成 29 年度事業報告及び決算書」の件
- (2) 第 2 号議案
「組織規程改正」の件
- (3) 第 3 号議案
「会計規程改正」の件
- (4) 第 4 号議案
「故川上春吉氏遺贈公正証書に基づく財産の取り扱い」の件
- (5) 第 5 号議案
「第 12 回評議員会の開催に伴う評議員召集」の件
- (6) 報告事項等
 - ①「職務執行状況報告（理事長）」
 - ②「職務執行状況報告（常務理事）」

7. 開会、定足数確認、挨拶、議長・議事録署名人

事務局から理事現在数 4 名中、出席者は 4 名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。

次に、炭谷代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行い、定款第 37 条に基づき理事長である炭谷氏が議長となり、議案の審議に入った。

議事録署名人は、定款第 45 条に基づき、炭谷理事長、金田監事とする。

8. 議事の経過及び結果

(1) 第1号議案 「平成29年度事業報告及び決算書」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- ① この事業報告及び決算書（以下「報告書」という）は、内閣府に対して報告すべきもので、公益財団法人移行後の第7事業年度の報告書であり、事業期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日迄となること。
- ② 平成29年度事業計画に掲げた「基本方針」（1.相応しいペースで従来事業の縮小・整理を進めること、2.老後支援事業についてこれまでの試みについて総括し、今後持続可能な方向性を見出すこと、3.二世三世の自立支援について実態の調査を進めること、4.財政均衡に努めること）の達成状況。
- ③ 平成29年度の概況（残留邦人の概況、援護基金の事業実施面の概況、寄附金募集状況、資産運用状況等の財政面の概況）。
- ④ 「公1」の3事業、「公2」の13事業についての平成29年度の実施状況
- ⑤ 平成29年度決算書（財務諸表等）のポイント

続いて金田監事から平成29年度（4月1日から翌年3月31日）の財産状況、理事の業務執行状況について適正に行われている旨の報告がなされた。

以上、第1号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

なお、各理事等からの主な質疑等は次のとおり。

（鶴理事）

二世三世の自立支援について実態の調査を進めることについて、平成29年度は調査を実施できなかったということだが、具体的にどのような状況であったのか、今後の展望についても説明いただきたい。

（事務局）

帰國者関係の研究をしている社会学者と打ち合わせを重ねたが、調査の実施方法内容をどうするかの結論が出なかった。それなりに費用もかかることが見込まれ、学者経由で科研費の助成を得ようともしたが、内容等が確定していないことから申請タイミングを逃している。

（鶴理事）

援護基金として何を明らかにしたいかが固まつていれば、おのずと協力を求める相手も決まるであろう。援護基金として何を明らかにするのかを早急に固めないと時間が無駄に過ぎていく。

(事務局)

二世三世は多様。この中で自立できない、経済的支援を必要とする者は限られている。孤児が帰国したのと同年代の40から50代で帰国した二世等が主な対象となるか。高齢での帰国のため日本語習得に問題があり自立できていない例が多々見受けられる。実際に調査をする際には対象をどこまで広げるかという問題もある。

(鶴理事)

二世三世の中には日本人が驚くような成功事例もある。こういった事例と要支援者の状況を併せて表にしてはどうか。

(鎌田理事)

国は直接的犠牲者的一世について責任があるという考えだが、同伴或いは呼び寄せの二世三世の生活困窮者に対してはどのような立場で援助していくのかを明らかにさせていかないとならない。援護基金単独ではできないので、客観的なデータを国に突き付けて働き掛けていくのか。

(事務局)

問題があるのは確かであるが、国は二世を援助対象としていない。

現実的な問題として、ここ数年帰国する二世はかなり一世寄りの年齢であり、自立は困難である。消極的かもしれないが、いつか問題化すると思われる。

(鎌田理事)

二世三世はどのくらいいるのか。

(事務局)

ボランティアの中には10万人と言う人もいるが、それは多いと思う。国の援護は初期の住宅の支援、支援員の手配というところから始まって、徐々に内容も範囲も拡大してきている。ただし現在でも自費で帰国する呼び寄せ世帯は対象外である。これから対象を拡大するのは無理な話。現状では生活保護を利用するしかない状況。帰国が遅くなればなるほど、二世の高齢化が進み日本に適応することはできなくなる。

(理事長)

二世三世を国が支援していくのは無理であるが、問題点の洗い出しは援護基金にしかできない。実態について調査結果を公表し、福祉の現場で考慮してもらう材料としてみてはどうか。在日コリアンにしても被爆者にしても民間が調べて働きかけてきた。この問題は基金がやるべき問題ではないか。とりあえずサンプル調査だけでもやってみてはどうか。

(事務局)

支援センターの遠隔学習関係で数千件の対象者データはある。支援センターから働きかけばアンケートもある程度の回収率は見込まれる。やらなければ

ならない時期であることは確かだが、アンケートの整理や送料等、意外と費用はかかるだろう。

(理事長)

外注せず内部でコツコツやって結果を社会に公表することが重要。費用をかけずに、まずはやることが大事であろう。

(2) 第2号議案 「組織規程改正」の件

(3) 第3号議案 「会計規程改正」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

第2号議案、第3号議案ともに、平成30年度より訪問介護ステーション寿星の運営をNPO法人恩維会に移管したことにより、寿星が援護基金の事業所ではなくなったことに伴う規程の改正案である。「寿星」に関する文言を削除するという、極めて単純な改正である。

以上、第2号議案、第3号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

(4) 第4号議案 「故川上春吉氏遺贈公正証書に基づく財産の取り扱い」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

故川上春吉氏遺贈公正証書に基づく援護基金への遺贈財産の中には、土地・家屋が含まれているが、土地・家屋は処分が難しく管理費がかさむばかりとなる可能性が高いこともあり、土地・家屋の遺贈を放棄し預貯金についてのみ受贈することとした。預貯金の一部については、すでに入金済みである。

以上、第4号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

(5) 第5号議案 「第12回評議員会の開催に伴う評議員召集」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」第22条の規定により、評議員会は理事会の決議に基づき理事長が招集することになるが、次の議案を諮るため平成30年6月22日付、評議員を召集したい。

① 「監事の選任」の件

② 「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準の改正」の件

③ 「平成29年度事業報告及び決算書」の件

以上、第5号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

以上で本日予定の議事が終了したが、引き続き「報告事項等」の報告が行われた。

(6) 報告事項等

①職務執行状況報告（炭谷理事長、第24回理事会以降）

炭谷理事長から次の職務執行状況報告があった。

概ね毎月一回、常務理事（事務局長）から報告を受け必要事項について決裁を行った。

②職務執行状況報告（小林常務理事）

通常の職務についての報告の他、次の件について報告した。

・金田監事の退任と新監事の選任について

金田監事より健康上の問題により援護基金監事を退任したい旨申し出があり、併せて後任候補者として弁護士の森居秀彰氏の推薦を受けた。

森居秀彰氏候補が評議員会で選任された場合、この選任を以て金田監事が退任となる。なお、森居氏は補欠監事として選任され、任期は任期を残して退任される前任者（金田監事）の任期満了時までとなる。

・幹部職員の人事異動について

平成30年3月31日付及び平成30年4月1日付の幹部職員の異動について報告した。なお、訪問介護ステーション寿星がNPO団体に業務を移管することに伴い、併任の所長は併任解除、他の全職員は平成30年3月31日付で退職となった。

・団体助成の件

今年度より団体助成委員会の審査を通じて助成先や助成内容を決定することをやめ、理事に意見を伺った上で理事長決裁により決定することにした。6月中には今年度の交付案を理事に提示する予定である。

以上をもって第25回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後4時40分）

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名
押印する。

平成30年 6月 18日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長 王 乃 犀

監 事 金 田 充 男